

(仮称)西神戸ゴルフ場を転活用した
産業団地整備事業

環境影響評価実施計画書

令和4年2月

神戸市

目 次

1. 事業計画の概要	1
1.1. 事業者の氏名及び住所	1
1.2. 対象事業の名称	1
1.3. 対象事業の規模及び目的その他対象事業の内容	1
2. 事前配慮書の概要	8
2.1. 対象事業の計画案	8
2.2. 総合評価	9
3. 事前配慮書に対する意見、見解等	10
3.1. 事前配慮書についての市民等の意見の概要	10
3.2. 市民等の意見及び市長の意見に対する事業者の見解	10
4. 事前配慮の内容	12
4.1. 事前配慮の内容及びこれを踏まえた事業計画検討の経緯	12
4.2. 事業計画の立案にあたっての環境配慮上の重点事項	13
4.3. 事前配慮手続を経て決定した事業計画	14
5. 事業実施区域及びその周囲の概況	27
5.1. 調査対象地域の設定	27
5.2. 地域の自然的状況	30
5.3. 地域の社会的状況	115
5.4. 環境の概況	183
6. 行為等の区分の抽出及び環境要素の区分の選定	199
6.1. 行為等の区分の抽出	199
6.2. 環境要素の区分の選定	200
7. 環境影響評価の項目並びに調査・予測及び評価の手法の選定	204
7.1. 大気質	204
7.2. 騒音	212
7.3. 振動	218
7.4. 水質	224
7.5. 地形・地質	229
7.6. 植物	230
7.7. 動物	233
7.8. 生態系	237
7.9. 人と自然との触れ合い活動の場	238
7.10. 景観	242
7.11. 文化環境	245
7.12. 廃棄物等	248
7.13. 地球温暖化	249
8. 受託者に関する情報	250

本書に掲載した地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000を複製、または基盤地図情報を使用したものである。

<測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 3JHs 160>

1. 事業計画の概要

1.1. 事業者の氏名及び住所

事業者の名称：神戸市

事業者の住所：兵庫県神戸市中央区加納町6-5-1

代表者の氏名：神戸市長 久元 喜造

1.2. 対象事業の名称

(仮称) 西神戸ゴルフ場を転活用した産業団地整備事業

1.3. 対象事業の規模及び目的その他対象事業の内容

1.3.1. 事業の種類

工業団地及び流通業務団地の造成

1.3.2. 事業実施区域の位置

兵庫県神戸市西区押部谷町木見（図1.3-1及び図1.3-2参照）

1.3.3. 事業の規模

全体面積：約100ha



図1.3-1 事業実施区域の位置（広域）

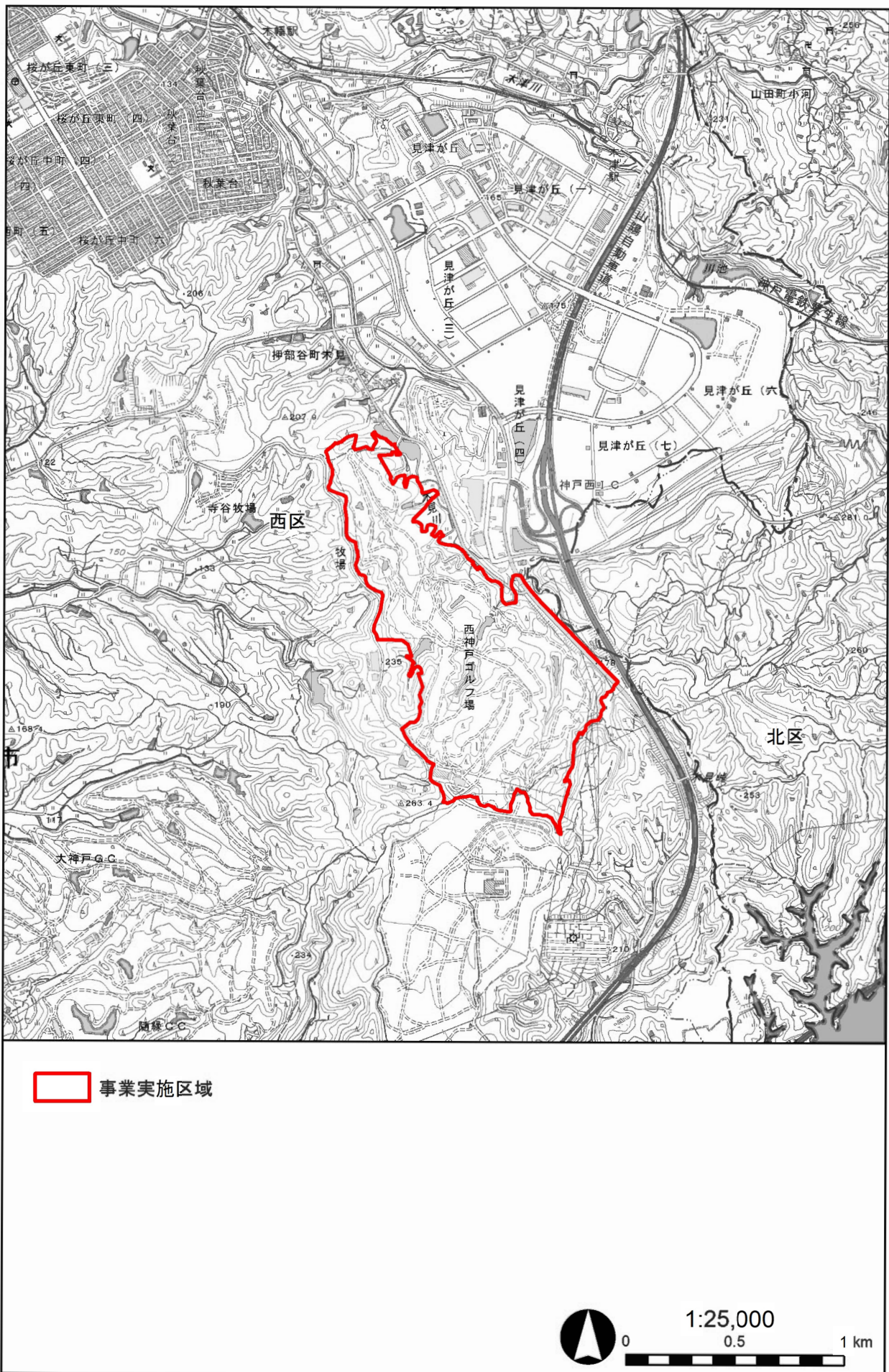


図1.3-2 事業実施区域の位置

1.3.4. 事業の目的

(1) これまでの産業団地の整備の経緯

神戸市は、1868年の神戸開港から近代的港湾都市へと歩みだし、良好な社会的・自然的条件に恵まれた国際港湾都市として発展してきた。海と六甲山系に挟まれた東西にのびる既成市街地に人口と産業の大部分が集中していたため、1960年代の高度経済成長期を契機に、臨海部と内陸部で計画的・効率的に住宅・産業団地の供給を進めてきた。

臨海部においては、ポートアイランドや六甲アイランド、ポートアイランド第2期、神戸空港の整備を進め、神戸港の貨物量の増大と、輸送の技術革新に対応した港湾機能のみならず、国際的な情報・文化の交流拠点となる都市空間づくりや産業用地の供給に取り組んできた。

内陸部では、住宅・産業需要に応えるため、住宅団地のほか、神戸流通センターやハイテクパーク、サイエンスパーク、西神インダストリアルパーク、神戸テクノ・ロジスティックパークといった産業団地を整備し、産業基盤の強化と市内経済の活性化をめざして取り組みを進めてきた。

近年、本市の産業団地の分譲は堅調に推移しており、物流施設用地は完売し、製造工場用地も残り少なくなっており、神戸テクノ・ロジスティックパーク及びサイエンスパークの合計約9.7ha(令和3年3月末現在)で誘致を進めている(テクノ・ロジスティックパーク:5.6ha、サイエンスパーク:4.1ha)。



図1.3-3 神戸市における産業団地の整備状況

(2) 産業用地の需要動向

近年、電子商取引（EC）市場が急拡大しているほか、ネットを利用した個人間売買の増加に伴う宅配便取扱個数の急増やコンビニエンスストアの出店拡大などにより、物流施設の供給件数は増加傾向にある。また、保管型の倉庫のみならず集配送や流通加工を含めた施設の複合化・高度化が進んでいるほか、大型の物流施設が増加している。

神戸市においても、産業用地の需要は、コロナ禍においても投資を希望する物流事業者や、工場等の建替え時期を迎えた製造事業者からの引き合いが続いており、将来的な用地需要が見込まれる状況にある。

さらに、生産年齢人口の減少による労働力不足への対応など、地域経済の持続可能な成長に資する物流・製造基盤を整備するため、AI、IoTの活用による効率化や、無人搬送車（AGV）や自動倉庫等の導入のほか、SDGs（持続可能な開発目標）の視点を踏まえ、クリーンエネルギーを活用した産業用地の供給が急務となっている。

(3) 西神戸ゴルフ場の立地特性

① 基本計画等における位置付け

神戸市第5次基本計画及び都市計画マスタープランにおいて、産業集積を促進する「内陸新産業エリア」内に位置している。

② 周辺産業団地との連携による相乗効果

事業実施区域は、市街地中心部から西北西に約12km、西神ニュータウンより東へ約4kmに位置し、神戸電鉄粟生線木津駅に隣接する神戸テクノ・ロジスティックパークに隣接しており、周辺産業団地との連携による用地活用の相乗効果が期待できる。

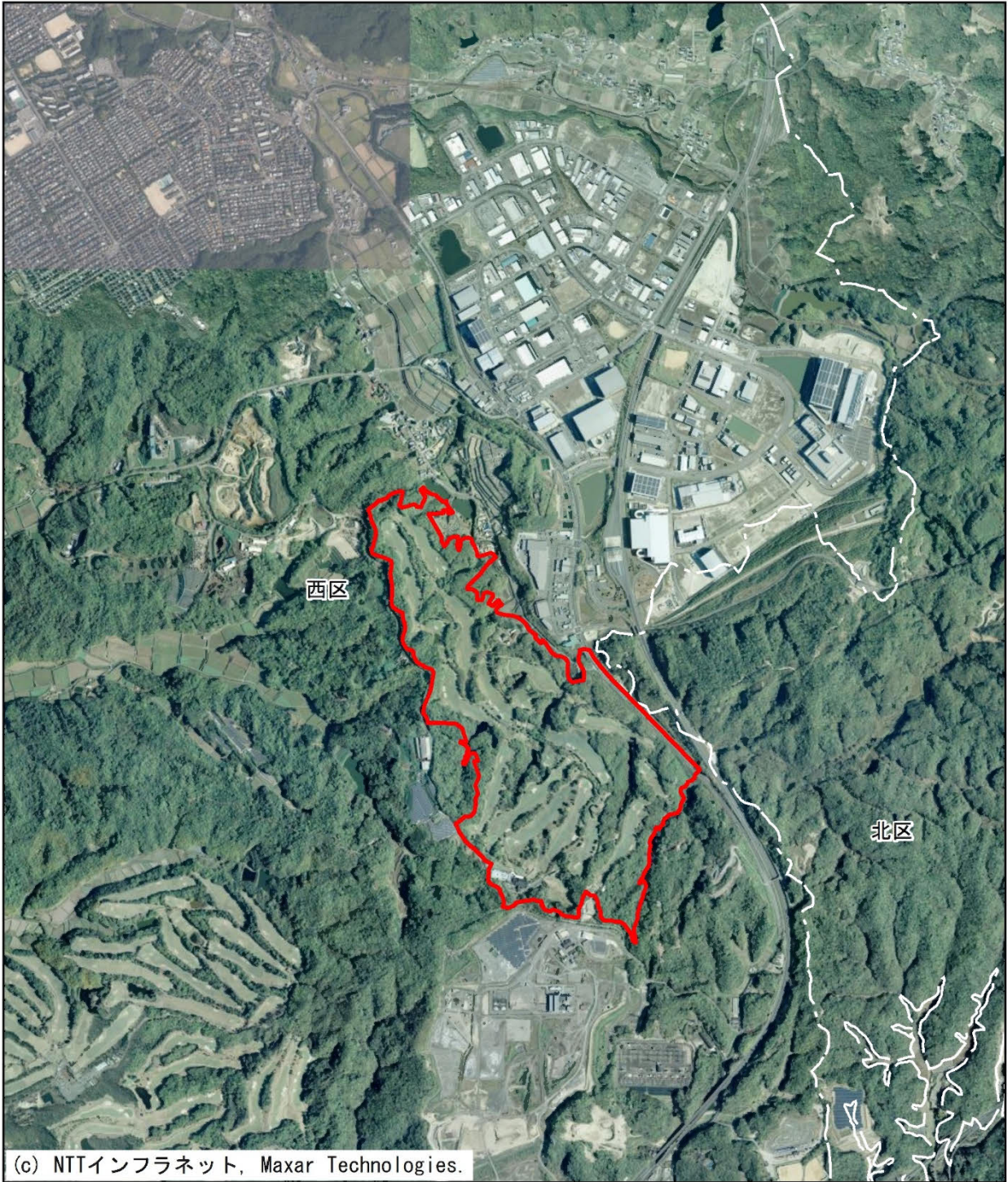
③ 交通利便性

神戸西インターチェンジに近接し、神戸淡路鳴門自動車道や山陽自動車道等の広域幹線ネットワークを経て、全国に広がる広域幹線網に直結した立地特性を有している。

④ 既存インフラの転活用による環境負荷の低減及び迅速な産業用地の供給

敷地の大半が市有地であり、一定規模のまとまった用地（約100ha）が確保できる。また、ゴルフ場として一定開発が既に行われていることから、新たに山林を広く切り開くといった造成開発を行う必要はなく、環境負荷の低減が図られるとともに、工期短縮により迅速な用地供給が可能である。

以上のことから、西神戸ゴルフ場を新たな産業用地として転活用するものである。



(c) NTTインフラネット, Maxar Technologies.

 事業実施区域

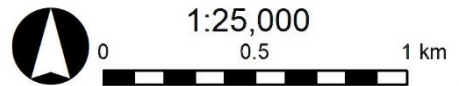


図1.3-4 事業実施区域及びその周囲の現況

1.3.5. 対象事業の内容

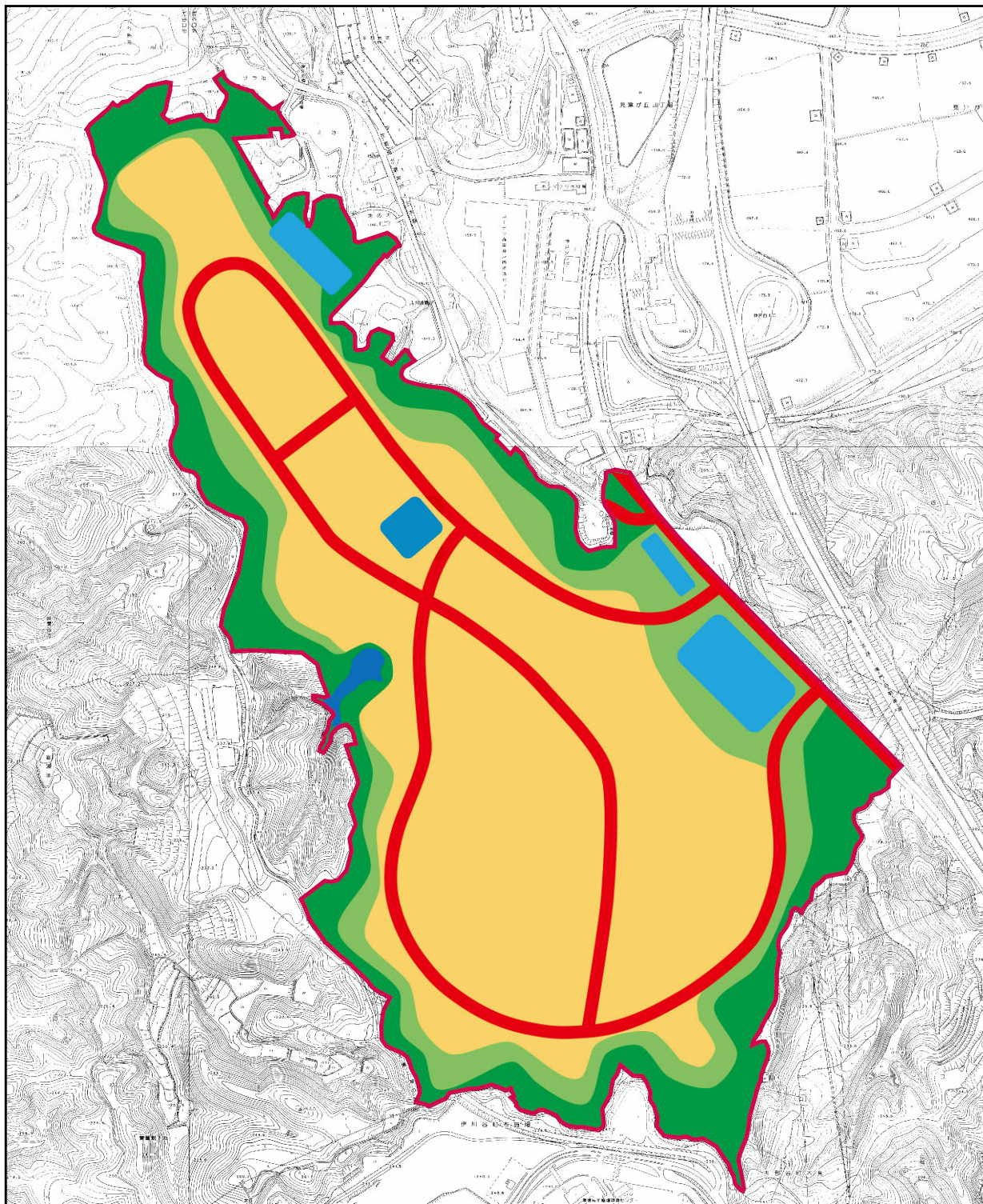
本事業の土地利用計画の概要は、表1.3-1及び図1.3-5に示すとおりである。

事業実施区域（約100ha）のうち、工業団地・流通業務団地用地（約50ha）、道路（約10ha）、法面・造成地（約20ha）を造成するほか、防災施設として、洪水調整池（約4ha）を設置する計画である。

なお、事業実施区域周縁部に存在する樹林地（約15ha）及びため池（約1ha）は残し、造成によって新たに出現する法面や造成地は、積極的に緑化を行う予定としている。

表1.3-1 土地利用計画の概要

利用区分	面積	比率
工業団地・流通業務団地用地	約50ha	約50%
道路	約10ha	約10%
法面・造成地	約20ha	約20%
洪水調整池	約4ha	約4%
樹林地	約15ha	約15%
ため池	約1ha	約1%
合計	約100ha	100%



- 事業実施区域
- 工業団地・流通業務団地用地
- 道路
- 法面・造成地
- 洪水調整池
- 樹林地
- ため池

注) 実施計画書段階の計画であり、今後の検討により変更となる可能性がある。



1:10,000



図1.3-5 土地利用計画平面図

2. 事前配慮書の概要

2.1. 対象事業の計画案

対象事業の計画案は、表2.1-1に示すとおりである。

表2.1-1 対象事業の計画案の概要

	第1案	第2案
計画案	<p>ゴルフ場整備時に造成を行った範囲（コース部等）を概ねの産業用地とし、自然地を現況と同程度残す。 神戸三木線（バイパス）と接続する。</p>	<p>ゴルフ場整備時に造成を行った範囲（コース部等）を概ねの産業用地とし、自然地を現況と同程度残す。 神戸三木線（バイパス）及び神戸三木線（旧道）と接続する。</p>
概要図	<p>ゴルフ場のコース部等を概ねの産業用地とし、自然地を現況と同程度残す。</p>	<p>ゴルフ場のコース部等を概ねの産業用地とし、自然地を現況と同程度残す。</p>

注) 産業用地の範囲は、事前配慮書段階のイメージである。

2.2. 総合評価

各環境要素への影響について、2つの事業計画案で比較し、総合評価した結果は、表2.2-1に示すとおりである。

表2.2-1 総合評価

項目		第1案	第2案
事業計画	造成範囲	ゴルフ場整備時に造成を行った範囲（コース部等）を概ねの産業用地とし、自然地を現況と同程度残す。	ゴルフ場整備時に造成を行った範囲（コース部等）を概ねの産業用地とし、自然地を現況と同程度残す。
	接続道路	神戸三木線（バイパス）と接続する。	神戸三木線（バイパス）及び神戸三木線（旧道）と接続する。
環境要素	騒音	○	×
	水質	○	△
	植物	○	△
	動物	○	△
総合評価		各項目に係る影響の程度を踏まえ、環境面で優位な案は第1案と評価する。	

備考) ○：影響の程度が他の案に比べて小さい
 △：影響の程度が他の案に比べてやや大きい
 ×：影響の程度が他の案に比べて大きい

3. 事前配慮書に対する意見、見解等

3.1. 事前配慮書についての市民等の意見の概要

「神戸市環境影響評価等に関する条例」(平成9年10月条例第29号)の規定により、「(仮称)西神戸ゴルフ場を転活用した産業団地整備事業に係る環境影響評価事前配慮書」(以下、「事前配慮書」という。)を、令和3年8月2日から9月16日まで45日間縦覧し、事前配慮書についての市民等の意見の受付を行った。その結果、市民等からの事前配慮書についての意見は提出されなかった。

3.2. 市民等の意見及び市長の意見に対する事業者の見解

事前配慮書に関して、「神戸市環境影響評価等に関する条例」の規定により、環境の保全の見地から、市長の意見を頂いた。配慮書についての意見書(神環環都第733号、令和3年10月5日)の内容及び事前配慮書についての市長の意見に対する事業者の見解は、表3.2-1に示すとおりである。

表3.2-1(1) 市長の意見に対する事業者の見解

項目	市長の意見	事業者の見解	
全 般 的 事 項	(1) 事業計画の検討	<p>本事業は、全体面積約100haとして開発されたゴルフ場を工業団地及び流通業務団地に転活用しようとするものであるが、工業団地及び流通業務団地の面積配分や土地利用計画、工事計画等の具体的な情報が示されていない。</p> <p>そのため、実施計画書以降の手続においては、できる限り具体的な事業計画及びその検討過程を示したうえで、施設の存在・供用による影響を含めた事業全体の環境影響を予測、評価する必要がある。</p>	<p>工業団地及び流通業務団地の面積配分や土地利用計画、工事計画等の情報については、事業計画の検討状況を踏まえ、実施計画書以降の手続きにおいて、できる限り具体的に示します。</p> <p>また、施設の存在・供用による影響を含めた事業全体の環境影響について、予測及び評価を実施し、評価書案に示します。</p>
	(2) 地域住民等への配慮	<p>地域住民等に対して、今後も適切な機会をとらえて丁寧な説明を行うとともに、これらの方々からの意見にも配慮して今後の環境影響評価手続を進める必要がある。</p>	<p>地域住民等に対して丁寧な説明を行うとともに、意見にも配慮しながら、今後の環境影響評価手続を進めます。</p>
	(3) 近傍の産業団地における事例を活かした取組	<p>事業実施区域の近傍には、本市が過去に整備した産業団地が立地していることから、当該産業団地における事例も活かして、最大限の緑化を含めた低炭素化の更なる推進等、可能な限り環境負荷の低減を図る必要がある。</p>	<p>事業実施区域の近傍に立地する産業団地における事例も参考に、最大限の緑化を含めた低炭素化の更なる推進等、可能な限り環境負荷の低減を図ります。</p>
	(4) 既存開発地の有効利用による環境負荷の低減	<p>配慮書では、今回の事業実施区域はゴルフ場として一定開発が既に行われていることから、新たに山林を広く切り開くといった造成開発を行う必要はなく、環境負荷の低減が図られるという事業者の見解が記載されているが、ゴルフ場内の樹林が地域の自然環境において果たしてきた役割を評価する必要がある。</p> <p>その上で、今後の環境影響評価手続において、既存開発地の整備状況を有効利用することによってもたらされる環境負荷低減効果を明確化することが望ましい。</p>	<p>今後の環境影響評価手続において、現地調査を踏まえ、ゴルフ場内の樹林が地域の自然環境において果たしてきた役割を評価するとともに、既存開発地の整備状況を有効利用することによってもたらされる環境負荷低減効果について、明確化できるよう検討します。</p>

表3. 2-1 (2) 市長の意見に対する事業者の見解

項目	市長の意見	事業者の見解
(1) 大気質、騒音、振動	事業実施区域の北側には集落が存在することから、工事中の建設作業及び工事関係車両の走行、並びに供用後の施設関係車両の走行に伴う大気質、騒音、振動の影響を予測・評価し、その結果に応じて適切な環境保全措置を検討する必要がある。	事業実施区域の北側に存在する集落を対象として、工事中の建設作業及び工事関係車両の走行、並びに供用後の施設関係車両の走行に伴う大気質、騒音、振動の影響を予測・評価を実施するとともに、必要に応じて環境保全措置を検討し、それらの結果を評価書案に示します。
(2) 水質	事業実施区域及びその周囲には、小規模なため池が存在し、一部は農業用水としても利用されていることから、土地の改変に伴う雨水の流出の影響についても考慮する必要がある。また、集中豪雨時における濁水対策についても万全を期する必要がある。	事業実施区域及びその周囲に存在するため池を対象として、土地の改変に伴う雨水の流出の影響について予測・評価を実施するとともに、必要に応じて環境保全措置を検討し、それらの結果を評価書案に示します。
(3) 植物、動物、生態系	事業実施区域の周辺には、神戸市における生物多様性保全のシンボル拠点であるキーナの森やあいな里山公園（国営明石海峡公園神戸地区）、山林、田畑、河川、ため池等の自然環境が存在しており、ゴルフ場内の樹林もこれらの自然環境と一体となって、生物の生息・生育環境を形成していると考えられる。 そのため、ゴルフ場内の樹林が地域の自然環境において果たしてきた役割を評価した上で、樹林や水系の保全及び復元に努め、周辺の自然環境と調和した地域系統の緑化に努める必要がある。	ゴルフ場内の樹林を対象として現地調査を行い、その結果を踏まえ、事業による影響について予測・評価を実施するとともに、必要に応じて環境保全措置を検討し、それらの結果を評価書案に示します。
(4) 人と自然とのふれあいの活動の場（太陽と緑の道）	事業実施区域内及びその近傍には、神戸の豊かな自然を気軽に散策し、人と自然のふれあいを図ることを目的に指定された太陽と緑の道が存在しているが、産業団地の整備後においても、ハイキング道としての機能が維持されるよう、必要な取組を検討することが望ましい。	今後の事業計画において、産業団地の整備後においても、太陽と緑の道がハイキング道としての機能を維持できるよう検討します。
(5) 地球温暖化	産業団地に入居する事業者による温室効果ガス削減対策が積極的、効果的に実施されるような誘導策を検討する必要がある。	今後の事業計画において、産業団地に入居する事業者による温室効果ガス削減対策が、積極的、効果的に実施されるような誘導策を検討します。

個別的事項

4. 事前配慮の内容

4.1. 事前配慮の内容及びこれを踏まえた事業計画検討の経緯

事前配慮の内容及びこれを踏まえた事業計画検討の経緯は、表4.1-1に示すとおりである。

事前配慮書における、対象事業の計画案（第1案及び第2案）に対する事前配慮段階環境影響評価項目（騒音、水質、植物及び動物）に係る影響の程度を踏まえ、環境面で優位な案は第1案と評価した。

社会経済面では、2案の造成範囲や土地利用計画は同等であり、事業の実施により見込まれる効果に大きな差はない。

以上のことから、第1案を基本として事業計画の検討を進めることとした。

表4.1-1 事業計画検討結果の概要

項目		第1案	第2案
事業計画	造成範囲	ゴルフ場整備時に造成を行った範囲（コース部等）を概ねの産業用地とし、自然地を現況と同程度残す。	ゴルフ場整備時に造成を行った範囲（コース部等）を概ねの産業用地とし、自然地を現況と同程度残す。
	接続道路	神戸三木線（バイパス）と接続する。	神戸三木線（バイパス）及び神戸三木線（旧道）と接続する。
環境面	騒音	○	×
	水質	○	△
	植物	○	△
	動物	○	△
社会経済面		<p>造成範囲や土地利用計画は同等であり、事業の実施により見込まれる効果に大きな差はない。</p> <p><事業の実施により見込まれる効果></p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業基盤の強化及び市内経済の活性化 ・周辺産業団地との連携による用地活用の相乗効果 ・既存造成地の転活用による環境負荷の低減及び迅速な産業用地の供給 	
総括		<p>対象事業の計画案における接続道路は、第1案は神戸三木線（バイパス）のみと接続する案、第2案は神戸三木線（バイパス）及び神戸三木線（旧道）と接続する案であり、造成区域の面積や樹林地の改変割合が異なる。</p> <p>環境面においては、騒音の影響については、バイパスにのみ接続する第1案が、バイパス及び旧道と接続する第2案に比べて抑制できると評価される。水質、植物及び動物への影響については、大きな差はないと考えられるが、改変割合が小さい第1案が、第2案に比べて抑制できると評価される。</p> <p>なお、社会経済面においては、造成範囲や土地利用計画は同等であり、事業の実施により見込まれる効果に大きな差はない。</p>	
総合評価		○	△

備考) ○：影響の程度が他の案に比べて小さい

△：影響の程度が他の案に比べてやや大きい

×：影響の程度が他の案に比べて大きい

4.2. 事業計画の立案にあたっての環境配慮上の重点事項

4.2.1. 建設機械及び工法の選定

工事の実施にあたっては、可能な限り排出ガス対策型・低騒音型・低振動型の建設機械を採用するとともに、騒音や振動等の影響を低減するための工法を選定する。

4.2.2. 動植物の生息・生育環境の保全

事業実施区域内で重要な動植物が確認された場合には、可能な範囲で土地利用や施設配置の再検討を行い、影響の回避・低減に努める。

事業計画上、影響が避けられない区域で重要な動植物が確認された場合には、必要に応じて事業実施区域内の生息・生育適地への個体の移設・移植等の代償措置を行うこととする。

4.2.3. 濁水の防止

工事工程及び仮設沈砂池等の工夫により、工事区域からの濁水による河川やため池の水質への影響の回避・低減を図る。

4.3. 事前配慮手続を経て決定した事業計画

4.3.1. 土地利用計画

本事業の土地利用計画の概要は、表4.3-1及び図4.3-1に示すとおりである。

事業実施区域（約100ha）のうち、工業団地・流通業務団地用地（約50ha）、道路（約10ha）、法面・造成地（約20ha）を造成するほか、防災施設として、洪水調整池（約4ha）を設置する計画である。

なお、事業実施区域周縁部に存在する樹林地（約15ha）及びため池（約1ha）は残し、造成によって新たに出現する法面や造成地は、積極的に緑化を行う予定としている。

表4.3-1 土地利用計画の概要

利用区分	面積	比率
工業団地・流通業務団地用地	約50ha	約50%
道路	約10ha	約10%
法面・造成地	約20ha	約20%
洪水調整池	約4ha	約4%
樹林地	約15ha	約15%
ため池	約1ha	約1%
合計	約100ha	100%

4.3.2. 施設関係車両の運行計画

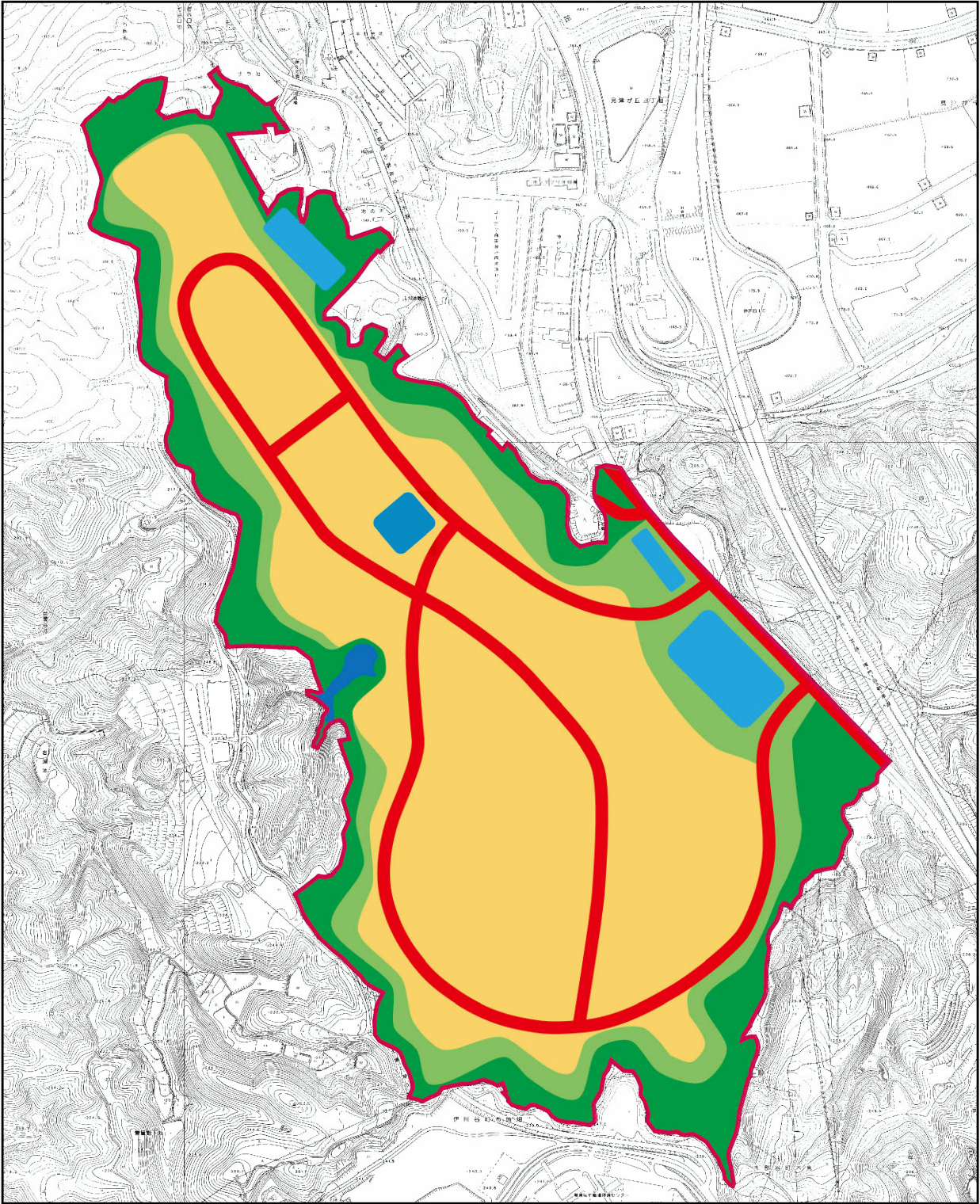
(1) 施設関係車両の走行ルート

施設関係車両の走行ルートは、図4.3-2に示すとおりである。

施設関係車両の走行ルートは、神戸三木線（バイパス）を通行し、事業実施区域に入るルートを計画している。

(2) 施設関係車両の種類

施設関係車両は、主に工業・流通業務に係る資材等の運搬車両と工業団地・流通業務団地への通勤車両の2種類である。



- 事業実施区域
- 工業団地・流通業務団地用地
- 道路
- 法面・造成地
- 洪水調整池
- 樹林地
- ため池

注) 実施計画書段階の計画であり、今後の検討により変更となる可能性がある。

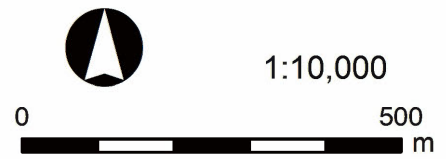
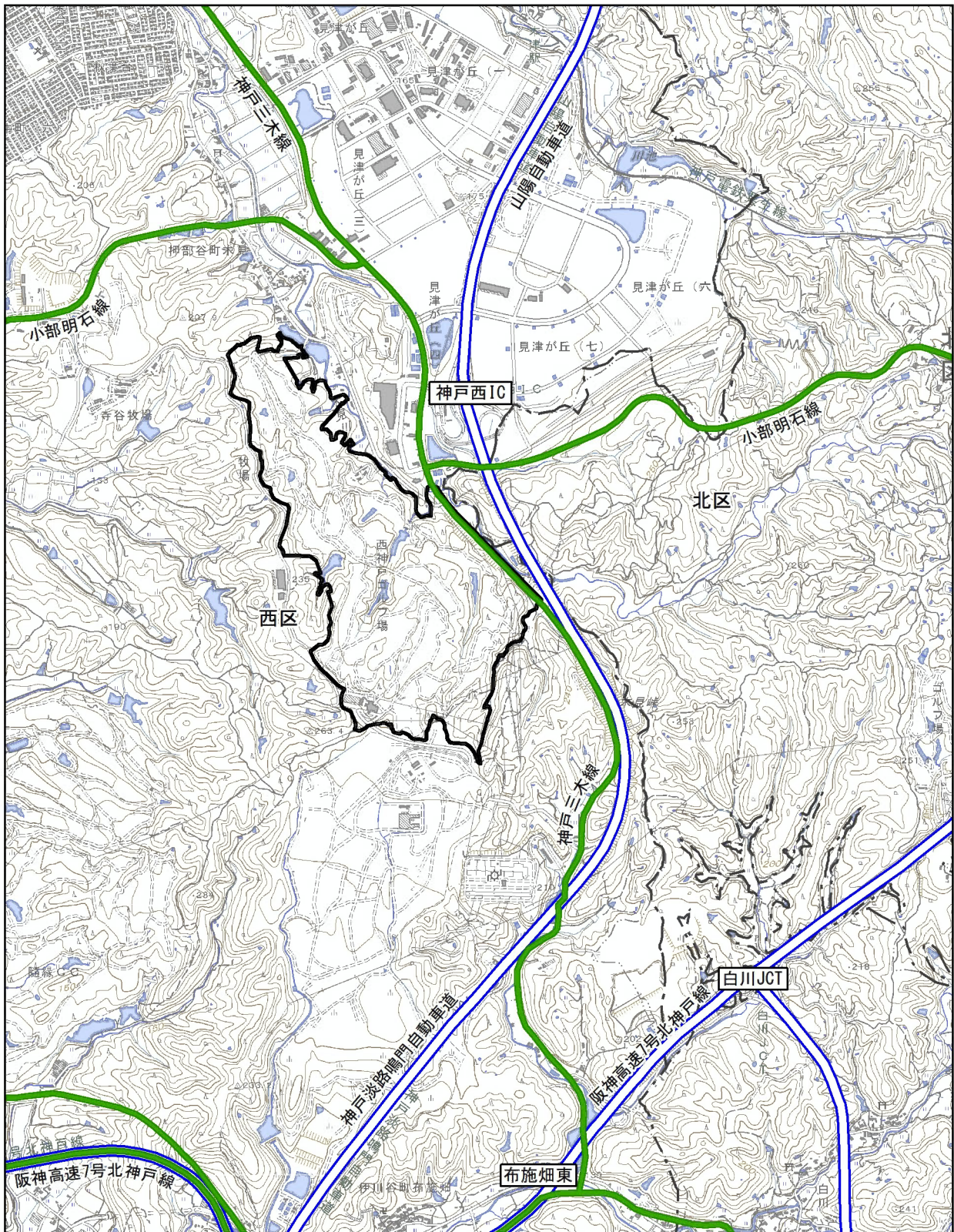


図4.3-1 土地利用計画平面図



- 事業実施区域
- 有料道路
- 都道府県道



図4.3-2 施設関係車両の走行ルート

4.3.3. 工事計画

(1) 工事計画の概要

工事の初期段階では、準備工事やゴルフ場施設の撤去工事、宅地や法面の粗造成工事、洪水調整池の設置や法面の地すべり対策等の防災工事、造成法面等の緑化工事を行う計画である。

その後、一定区画ごとに上・下水管等を設置する供給処理施設工事や宅地造成の仕上げとなる2次造成工事、団地内道路の設置や団地外道路に接続する道路工事を行い、宅地造成を完了する計画である。宅地造成が完了した区画から分譲し、建築工事が行われる計画である。

(2) 工事工程

工事工程の概要は、表4.3-2に示すとおりである。

工事開始から事業完了までの期間は、約10年間で計画している。

工事着工から3年目までは、準備工事や撤去工事、粗造成工事等の土木工事の初期段階となる工事を行う。4年目以降、一定区画ごとに供給処理施設工事や2次造成工事等を併行して行い、宅地造成を完了していく計画である。

また、宅地造成が完了した区画では、工事着工から6年目以降に、入居する事業者が行う建築工事の開始を見込んでいる。

なお、工事は原則として、月曜日～金曜日の8:00～18:00の時間帯に実施する計画である。

表4.3-2 工事工程

作業内容	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
準備工	■	■								
撤去工	■	■								
粗造成工		■	■	■	■	■	■			
防災工		■	■	■	■	■	■	■	■	■
緑化工		■	■	■	■	■	■			
2次造成工				■	■	■	■	■	■	■
道路工				■	■	■	■	■	■	■
供給処理施設工				■	■	■	■	■	■	■
建築工						■	■	■	■	■

(3) 主な工事の内容

1) 準備工事・撤去工事

準備工事は、工事開始にあたり必要となる地盤調査や工事用車両が走行する仮設道路の設置、樹木等の伐採・除根等の作業を行う。

撤去工事は、ゴルフ場の既存施設の撤去を行う。

2) 粗造成工事

粗造成工事は、宅地造成や法面造成にあたり、大まかに切土・盛土を行い、宅地や法面の形状を整える作業を行う。また、濁水対策として仮設沈砂池・濁水処理設備の設置、排水管の敷設を行う。

3) 防災工事

防災工事は、土地造成に伴う災害防止に係る対策工事として、洪水調整池、法面の地すべり対策工事等を行う。

4) 緑化工事

緑化工事は、土地造成に伴い出現した法面等に対し、樹木等による緑化を行う。

5) 供給処理施設工事

供給処理施設工事は、団地内の宅地において、上水道・下水道やガス・電気・通信等に必要な管路の敷設等を行う。

6) 2次造成工事

2次造成工事は、粗造成工事後の造成箇所において、宅地造成や法面造成の仕上げを行う。

7) 道路工事

道路工事は、団地内道路や団地外道路との接続箇所において、街路築造工事や舗装工事を行う。

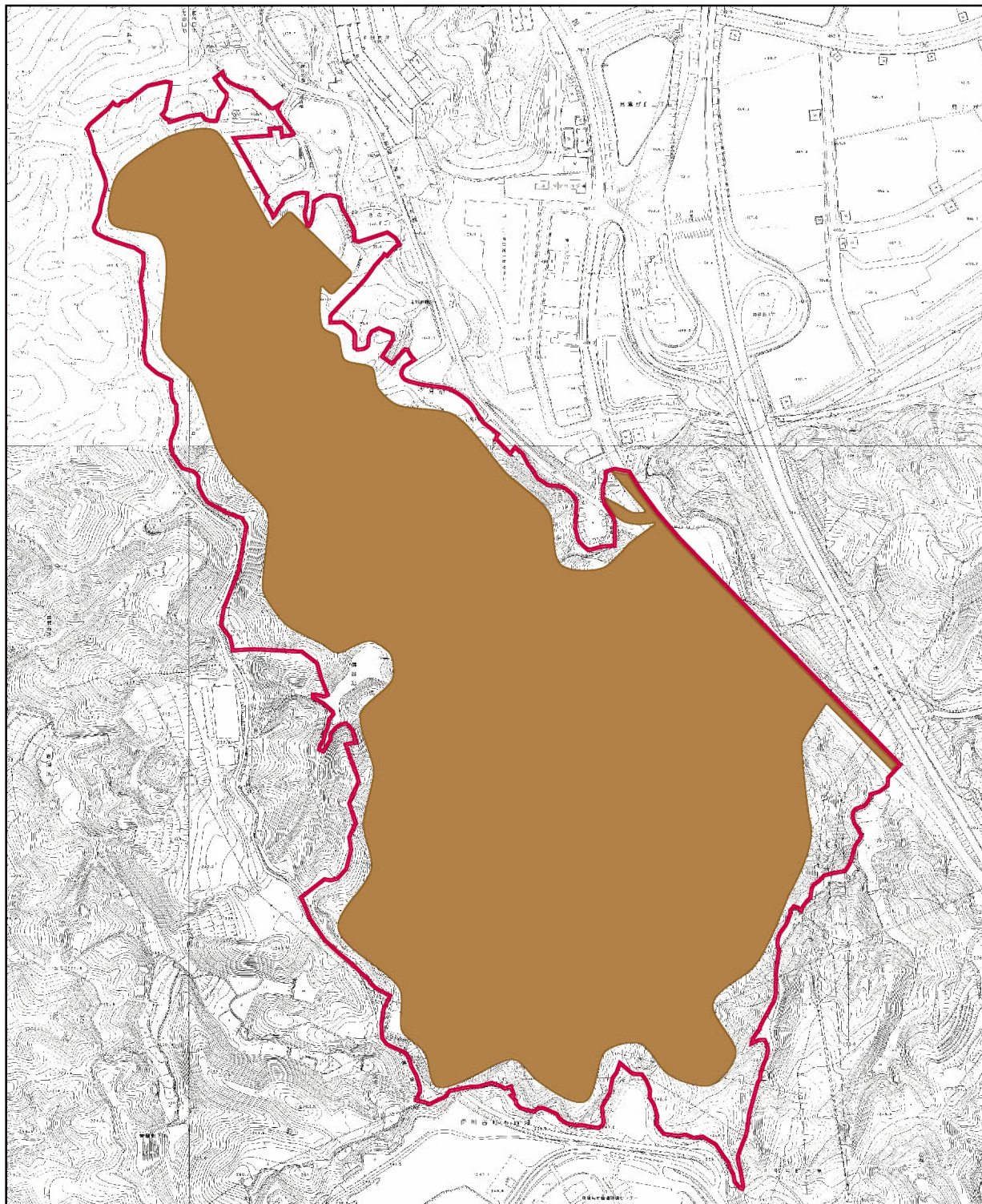
8) 建築工事

建築工事は、宅地造成完了区画において、工業用途施設及び流通業務用途施設の建築を行う。

(4) 造成計画

造成計画の概要は、図4.3-3に示すとおりである。

なお、造成工事においては、事業実施区域内で切土・盛土の土量バランスを極力図る計画である。



事業実施区域
 造成範囲

注) 実施計画書段階の計画であり、今後の検討により変更となる可能性がある。



1:10,000



図4.3-3 造成計画平面図

(5) 緑化計画

土地の造成に伴って出現する切土・盛土法面等には、可能な限り樹木等による緑化を行い、造成緑地を整備する計画である。

なお、植栽にあたっては、当該地域の植生を考慮した植物種を選定する計画である。

(6) 防災計画

土地の造成に伴い、事業実施区域からの流出水が一時的に増加することが想定される。このため、造成範囲内に洪水調整池を設置し、降雨時は雨水流出量を調整して下流河川へ放流する計画である。

4.3.4. 工事関係車両の運行計画

(1) 工事関係車両の走行ルート

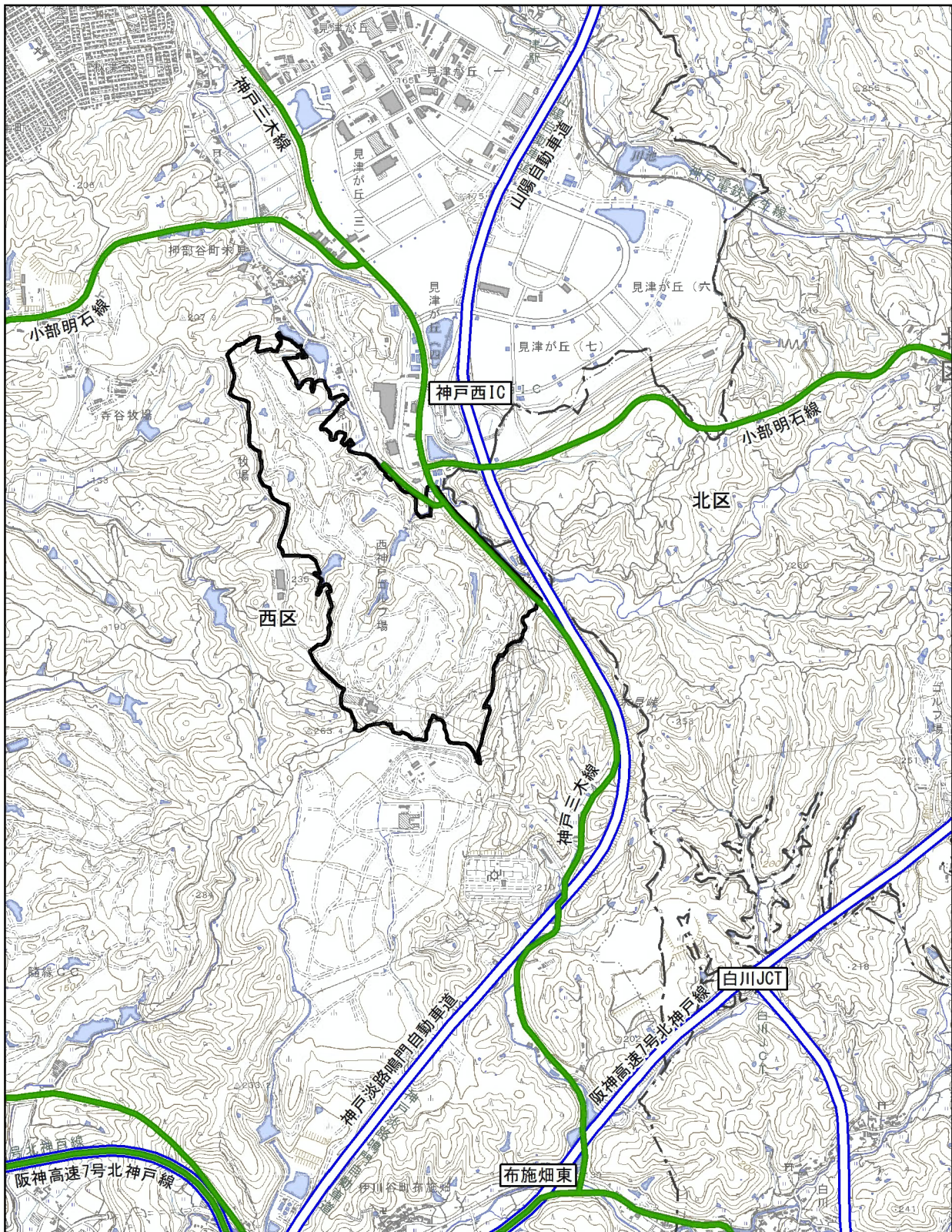
工事関係車両の走行ルートは、図4.3-4に示すとおりである。

工事関係車両の走行ルートは、神戸三木線（バイパス）を通行し、神戸三木線（旧道）から事業実施区域に入るルートを計画している。

(2) 工事関係車両の種類

工事関係車両は、主に資材の運搬車両や土砂の搬出車両、工事現場への通勤車両の3種類である。

なお、事業実施区域内で切土・盛土の土量バランスを極力図ることにより、土砂搬出に係る車両の削減に努める。



- 事業実施区域
- 有料道路
- 都道府県道



図4.3-4 工事関係車両の走行ルート

4.3.5. 事前配慮事項

事業計画の策定にあたり、「神戸市環境影響評価等技術指針」（平成25年）に基づき実施した事前配慮の内容は、表4.3-3に示すとおりである。

表4.3-3(1) 事前配慮の内容（1. 基本的配慮）

1. 基本的配慮	事前配慮の内容
1-1 周辺土地利用との調和	
工場や工業団地等の土地利用の検討にあたっては、事業実施区域周辺の気象状況にも配慮のうえ、周辺の生活環境及び自然環境への影響を小さくするよう適切な施設配置に努めること	事業実施区域の自然地（樹林地）を可能な限り保存することにより、周辺の生活環境及び自然環境への影響を小さくするよう配慮する。
事業実施区域の下流域及び周辺地域において、農業用水利用や地下水利用等がある場合は、これらの利水状況への影響の低減に努めること	事業実施区域内に調整池を配置し、下流域への影響の低減に努める。
事業実施区域周辺地域の自然環境・文化環境との調和に努めること	事業実施区域の自然地（樹林地）を可能な限り保存することにより、周辺の自然環境及び文化環境との調和に努める。
1-2 改変面積の最小化	
事業実施区域の地形を生かした土地利用及び施設配置を行うことにより改変面積の最小化に努めるとともに、事業実施区域内での土工量バランスに配慮した計画とするように努めること	事業実施区域は既存のゴルフ場を活用しており、改変面積の最小化に努めている。 現況地形を考慮した造成計画を検討し、土工量バランスに配慮する。

表4.3-3(2) 事前配慮の内容 (2. 自然環境の保全)

2. 自然環境の保全	事前配慮の内容
2-1 影響の回避・低減	
事業実施区域における土地利用や施設配置の検討にあたっては、保全すべき希少種等への影響の回避・低減に努めること	事業実施区域の自然地(樹林地)を可能な限り保存することにより、周辺の自然環境への影響を小さくするよう配慮する。 事業実施区域内で保全すべき希少種等が確認された場合には、実行可能な範囲で土地利用や施設配置の再検討を行い、影響の回避・低減に努める。事業計画、影響の回避・低減が困難な場合には、必要に応じて個体の移設・移植等の代償措置を行う。
事業実施区域内の緑地配置の検討にあたっては、周辺樹林地等との連続性に配慮するとともに、まとまりのある緑地の保全に努めること	事業実施区域の自然地(樹林地)を可能な限り保存することにより、周辺の樹林地等との連続性に配慮し、まとまりのある緑地の保全に努める。
事業実施区域内の良好な緑地・水辺等について適正な保全に努めるとともに、表土の保全に努めること	事業実施区域の自然地(樹林地)を可能な限り保存することにより、良好な緑地・水辺等について適正な保全に努める。 現況地形を考慮した造成計画を検討し、表土の保全に努める。
樹木等の伐採を最小限にとどめるとともに、根株の利用などにより既存樹木の活用に努めること	施設配置を工夫することにより、樹木等の伐採を最小化するよう努める。植樹する場合には、既存樹木の活用に努める。
保存緑地とする里山等の適切な管理を行い、良好な自然環境の維持に努めること	事業実施区域の自然地(樹林地)については、適切な管理を行い、良好な自然環境の維持に努める。
2-2 修復・代償措置	
保全すべき希少種等の生息・生育地をやむを得ず変更する場合には、十分な維持管理が可能な事業実施区域の適地等に移植するなど適切な措置に努めること	事業実施区域内で保全すべき希少種等が確認された場合には、実行可能な範囲で土地利用や施設配置の再検討を行い、影響の回避・低減に努める。事業計画、影響の回避・低減が困難な場合には、必要に応じて個体の移設・移植等の代償措置を行う。
事業実施区域の周囲の緑地帯における植栽樹種の選定にあたっては、当該地域の現存及び潜在自然植生に配慮するよう努めること(植生工や植栽工などの緑化においては、ブラックリスト種を原則使用しないこと)	事業実施区域内において植生工や植栽工などの緑化を行う場合には、当該地域の現存及び潜在自然植生に配慮した植栽樹種の選定に努める。
事業実施区域内において極力まとまりのある緑地を配置するとともに、当該地域における生物生息環境に配慮するよう努めること	事業実施区域の自然地(樹林地)を可能な限り保存することにより、当該地域における生物生息環境に配慮するよう努める。
緑地や水辺の整備にあたっては、現存する植生や自然素材等の利用により、多様な生物生息環境の形成に努めること	事業実施区域内において緑地や水辺を整備する場合には、現存する植生や自然素材等の利用により、生物生息環境の形成に努める。
事業計画により生物生息域の分断のおそれがある場合には、生物の移動空間・経路の確保等に努めること	生物生息域の分断のおそれがある場合には、事業実施区域の自然地(樹林地)を可能な限り保存することにより、生物の移動空間・経路の確保等に努める。
2-3 生物生息空間の再生・創出	
保存緑地の予定地であっても、自然度が低い場所では成木や苗木の植栽に努めること	事業実施区域の自然地(樹林地)を可能な限り保存することにより、現況の自然度の確保に努める。自然度が低い場所では、成木や苗木の植栽に努める。

表4.3-3(3) 事前配慮の内容 (3. 生活環境の保全)

3. 生活環境の保全	事前配慮の内容
3-1 環境への負荷の抑制	
<p>事業計画により大気汚染物質、水質汚濁物質の発生が伴う場合は、良質燃料の使用や最新の排ガス・排水処理技術の導入などにより、発生負荷量の抑制に努めること</p>	<p>工事の実施に伴う大気汚染物質や水質汚濁物質の発生については、工事の平準化や排出ガス対策型建設機械の採用、工事関係車両・施設関係車両のアイドリングストップ、散水、仮設沈砂池等の設置等の配慮により、発生負荷量の抑制に努める。</p>
<p>事業計画により騒音・振動・悪臭の発生が伴う場合は、周辺の居住環境等に十分配慮のうえ、影響の低減に努めること</p>	<p>工事の実施に伴う騒音・振動の発生については、工事の平準化や工事時間帯の遵守、騒音・振動対策工法の採用、低騒音型・低振動型建設機械の採用等の配慮により、周辺の居住環境等への影響の低減に努める。</p>
<p>物流の効率化、公共交通機関の利用促進などにより、事業計画に伴う自動車交通量の抑制に努めること</p>	<p>公共交通機関の利用促進などにより、事業計画に伴う自動車交通量の抑制に努める。</p>
<p>コンクリート廃材、アスファルト廃材などの造成・建設に伴う廃棄物等について、排出量の抑制に努めること</p>	<p>事業実施区域は既存のゴルフ場を活用しており、改変面積の最小化に努めている。 工事の実施に伴って発生する伐採木やコンクリート廃材、アスファルト廃材については、可能な限り資源化を行うとともに、土工量バランスに配慮し、建設副産物（建設発生土等）の排出量の抑制に努める。</p>
3-2 事業実施区域の周囲等への緩衝施設帯の整備	
<p>事業実施区域の周囲の土地利用状況及び環境に十分配慮のうえ、必要に応じて、事業実施区域の周囲における緑地等の緩衝施設帯の整備に努めること</p>	<p>事業実施区域及びその周辺の自然地（樹林地）を可能な限り保存することにより、緩衝施設帯としての機能確保に努める。</p>
3-3 道路・上下水道等の都市基盤整備計画との整合	
<p>既存又は計画広域幹線道路や鉄道等の交通基盤計画との整合性に配慮することにより、事業実施区域への適切なアクセスの確保に努めること</p>	<p>既存の神戸三木線（バイパス）及び神戸三木線（旧道）との接続を計画しており、事業実施区域への適切なアクセスの確保に努める。</p>
<p>上下水道計画等の都市基盤計画との整合性に配慮することにより、事業実施区域における適切な給排水に努めること</p>	<p>上下水道の整備を行い、適切な給排水に努める。</p>
3-4 その他	
<p>雨水の地下浸透システムの導入等により雨水の浸透能力の修復を図るなど、地域の水循環の保全・回復に努めること</p>	<p>事業実施区域は既存のゴルフ場を活用しており、改変面積の最小化に努めている。 事業実施区域においては雨水の浸透能力の修復を図るなど、可能な限り水循環の保全・回復に努める。</p>

表4.3-3(4) 事前配慮の内容 (4. 快適環境の保全・創造)

4. 快適環境の保全・創造	事前配慮の内容
4-1 魅力ある都市景観・美しい農村風景の保全・形成	
事業実施区域内施設の配置及びデザイン・色彩等の選定にあたっては、周辺景観との調和に努めること	事業実施区域の自然地(樹林地)を可能な限り保存することにより、周辺景観との調和に努める。
事業実施区域の周囲の緑化、施設の壁面及び屋上の緑化等に努めること	事業実施区域の自然地(樹林地)を可能な限り保存する。
緑化などによる良好な沿道景観の整備を図るとともに、歩道や公園などのオープンスペースの適正配置に努めること	事業実施区域内における沿道景観の整備やオープンスペースの適正配置に努める。
4-2 文化的・歴史的資源の保全	
事業実施区域及びその周囲における文化的・歴史的資源について適正に保全するなど、文化環境の保全に努めること	事業実施区域及びその周囲における文化的・歴史的資源(仏谷洞窟)について適正に保全する。
4-3 身近に自然と触れ合える緑や水辺の保全・創造	
公園・歩道・修景池などのオープンスペースの整備にあたっては、自然素材や現存植生を活用するとともに、食餌木の植栽など生きものの生息環境への配慮に努めること	オープンスペースの整備にあたっては、自然素材や現存植生を活用することにより、生きものの生息環境への配慮に努める。

表4.3-3(5) 事前配慮の内容 (5. 地球環境保全への貢献)

5. 地球環境保全への貢献	事前配慮の内容
5-1 二酸化炭素排出量の抑制	
電気自動車、天然ガス自動車などの低公害車の導入に努めるとともに、低公害車普及のための基盤整備への協力を努めること	低公害車普及のための基盤整備への協力を努める。
太陽エネルギーや風力エネルギーなどの自然エネルギーの活用に努めること	クリーンエネルギーの活用に努める。
5-2 廃棄物の再資源化、再生資源の利用	
廃棄物を資源として再利用するなど、省資源・循環型システムの形成に努めること	工事の実施に伴って発生する伐採木やコンクリート廃材、アスファルト廃材については、可能な限り資源化を行うとともに、土工量バランスに配慮し、省資源・循環型システムの形成に努める。
舗装骨材、建築資材等に再生原材料を使用するなど、再生資源の利用に努めること	工事にあたっては、可能な限り再生原材料を使用するなど、再生資源の利用に努める。
5-3 水資源の有効利用	
雨水の有効利用に努めること	雨水の有効利用に努める。
5-4 その他	
二酸化炭素以外の温室効果ガス及びオゾン層破壊物質の排出抑制に努めること	二酸化炭素以外の温室効果ガス及びオゾン層破壊物質の排出抑制に努める。
熱帯産木材の使用削減、間伐材の有効利用など、森林資源の保護に努めること	工事にあたっては、熱帯産木材の使用削減、間伐材の有効利用など、森林資源の保護に努める。